



始めよう！人生会議

～あなたの声を届けるために必要なこと～



えっ！？
実は…

4人のうち3人が…

『命』の危険が迫った状態になると、
4人のうち3人は自らの望む医療やケアについて決めたり、
希望を人に伝えたりすることが難しくなるといわれています。



人生会議(ACP)とは

ACPIはアドバンス・ケア・プランニングの略称で、
もしものときのために、自分が望む医療やケアにつ
いて前もって考え、その希望や思いを家族や医療・
介護の専門職など信頼できる人と繰り返し話し合
い、共有する取組みの事です。町は、在宅医療介護
連携推進協議会を設置し、人生会議の普及に取り組
んでいます。

自分の為、家族のために

誰でも大きな病気やけがなどで突然、自分の意思
を伝えることができなくなる可能性があります。人
生会議は、家族や自分に変わって医療の選択をしな
ければならない人にも安心をもたらす手段となり
得ます。自分のために、家族のために「人生会議」を
してみませんか。

詳細は厚生労働省の『「人生会議」してみませんか』をご覧ください



住民向けの講演会 『ボクが考える人生会議～まずは家族でお話しましょう～』を開催します。
ぜひこの機会に講演会に参加してみませんか

- 講師 たくま医院 院長 詫摩 和彦 医師
- 問 介護保険課包括支援係 ☎: 801-5822 FAX: 883-2061
- 時 12月16日(土) 14時30分～16時
- 所 町水道局3階会議室
- 対 どなたでも
- 料 無料
- 申 電話、窓口または長与町ホームページで申込み
- 日 12月11日(月)
- 他 主催 長与町在宅医療介護連携推進協議会



▲申込みフォーム



1994年に父親から内科診療所
を継承し、外来診療に加え、毎
日在宅診療も行っています。
多くの在宅看取りの経験から考
えた自分流の人生会議(ACP)
に関するお話をします。

ふくし通信

12月3日から12月9日は「障害者週間」です。

毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。
国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。
障害者週間の行事として、「第23回長崎県障害者芸術祭」が佐世保市にて開催されます。

- 問 長崎県障害者社会参加推進センター ☎842-8178
- 時 令和6年1月14日(土) 13時～16時
- 所 アルカスSASEBO大ホール(佐世保市三浦町2-3)
- 内 ステージでの演目、合唱(障害のある人・ない人の共演)、作品展
- 料 無料

虐待について知りましょう

虐待は、「人としての尊厳を傷つける行為」です。心身を傷つけられ、気力を奪われ、自分に自信が持てなくなっていく…。これらの状態が続けば続くほど、心身に及ぶ被害は大きくなります。

虐待を防ぐためには、1人ひとりが虐待を問題であると認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待には以下のようなものがあります。虐待されている人、虐待している人の自覚は問いません。

虐待の種類	内容
身体的虐待	・暴力的行為で痛みを与え、または身体にあざや外傷を与える行為 ・外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 (例) 身体への暴行、身体の拘束、無理やり食事を口に入れるなど
心理的虐待	・威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること (例) 怒鳴る、無視する、排泄の失敗などを人前で話して恥をかかせるなど
経済的虐待	・正当な理由なく本人の財産や金銭を使用し、または本人の金銭の使用を制限すること (例) 日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない、年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用するなど
性的虐待	・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 (例) 性器への接触、性的行為の強要など
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	・医療や介護サービス・世話を放棄・放任し、生活環境や心身を悪化させること (例) 食事や水分を与えない、おむつの交換をしない、医療・介護サービスを受けさせない、暖房などの適切な環境をつくらないなど

■虐待を発見したとき、または、その疑いがあるときは以下へご連絡ください。

被虐待者	問合わせ先	電話番号	受付時間
高齢者	福祉課高齢者福祉係 介護保険課包括支援係 地域包括支援センター	801-5826 801-5822 887-3008	平日の8時45分～17時30分 (通報の電話は24時間365日受付しています。)
児童	こども政策課	801-5881	
障害者	福祉課障害者福祉係	801-5827	平日夜間および土日祝・年末年始 ※役場福祉課閉庁時の対応となります。
	指定一般相談支援事業所 和みの里(町委託)	860-1717	
	長崎県障害者権利擁護センター (長崎県障害福祉課内)	0120-294210	平日の9時～17時45分 (土・日・祝日年末年始を除く) ※使用者(会社・企業)による障害者虐待のみ。

やってみゅーで手話

「防災訓練」

災害はいつ起こるかわかりません。地域で行われている防災訓練などに参加しましょう。地域で顔見知りを増やしておくことも防災の大きな一助となります。「地域」「参加する」の手話は次回紹介します。

「防災」(「防ぐ」+「災害」)

①「防ぐ」

右手指の根元を折り曲げ指先を左の手のひらにつける。右手指先が自分の方へ向かうのを押し返すように左手を少し前へ出す。



②「災害」

左手は小指と親指を立てて手の甲を相手の側に向けて構える。右手は人差し指、中指、薬指を立てて、左手の上で「災」の上の「くく」の部分を書くように動かす。



③「訓練」

両手の拳で両胸を同時に2回軽くたたく。

